

令和5年神審第9号

裁 決

モーターボートAのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月20日20時00分

兵庫県塩屋漁港南西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 3.58トン

登録長 9.62メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 86キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部左舷寄りに舵輪、左舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、回航の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年10月20日07時30分山口県安下庄港を発し、明石海峡を經由し、その後、塩屋漁港南方沖合を航行する予定で、阪神港大阪区に向かった。

ところで、塩屋漁港東南東方沖合から西南西方沖合には、播磨塩屋港南防波堤灯台から274.5度（真方位、以下同じ。）510メートル、236度520メートル、245度920メートル、218度1,150メートル、094.5度1.44海里、070度1.30海里、069.5度1.35海里、070度1.19海里、072度1,530メートル、071度1,190メートル、057.5度550メートル及び053度580メートルの各地点を順次結ぶ直線並びに陸岸によって囲まれた範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの期間、兵庫県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第2号と称する漁場区域（以下「2号区域」という。）が設定され、毎年9月10日から翌年5月10日までの間、同区域内にのり養殖施設が敷設されていた。

また、2号区域の西側境界線付近には、光達距離5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯1基及び同距離4.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯3基並びに同区域の南側、東側境界線付近及び2号区域内には、光達距離5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯3基及び同距離4.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯15基がそれぞれ設置され、a受審人は、塩屋漁港沖合

を多数回航行した経験や同沖合での遊漁の経験から、同区域の存在を承知していた。

a 受審人は、発航したのち、スマートフォンで、暗岩、浅所、漁場区域などが表示されるアプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」という。）を見ながら安芸灘、斎灘、燧灘、備讃瀬戸に続いて播磨灘を東行したのち、明石海峡を航行し、19時52分半僅か過ぎ播磨塩屋港南防波堤灯台から252度1.86海里の地点で、針路を081度に定め、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、明石海峡航路を航行する船舶、同航路に向かう西行船及び明石海峡航路を出航した東行船などの航行船の動静に注意を向けながら続航し、19時57分播磨塩屋港南防波堤灯台から243度1,780メートルの地点に達したとき、2号区域が船首方840メートルのところとなり、その後同区域に向首接近する状況であったが、航行船の動静に気を奪われ、2号区域に設置された簡易標識灯を見て同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、2号区域に向首進行し、20時00分播磨塩屋港南防波堤灯台から215度770メートルの地点において、Aは、原針路、原速力で、同区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、舵板、推進器翼等に曲損を生じ、のり養殖施設は、セツトロープに切断を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件のり養殖施設損傷は、夜間、塩屋漁港南西方沖合において、阪神港大阪区に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、2号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、塩屋漁港南西方沖合において、阪神港大阪区に向けて航行する場合、2号区域に向首接近することのないよう、同区域に設置された簡易標識灯を見て2号区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行船の動静に気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、2号区域に向首接近する状況に気付かずに進行して、同区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及びのり養殖施設それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月6日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭